

平成31年度 転入学募集要項

和歌山県立伊都中央高等学校 定時制課程

1 募集課程・学科 定時制課程（昼間・夜間）・普通科

2 受検資格

- (1) 生徒が和歌山県内に住所または勤務先を有することが確実であること。
- (2) 学校教育法第一条に定められている高等学校に在籍していること。
- (3) 一家転住等、やむをえない正当な理由があること。
- (4) 前籍校と本校との教育課程に大きく差異がないこと。
- (5) 転入学にあたって教育上支障のないこと。（定員など）

※ 予備面接後、受検資格の有無について連絡します。

3 募集人員 若干名（第1学年から第3学年まで）

4 出願手続

(1) 予備面接 ※ 転入学の場合は、在籍校管理職から連絡願います。

※ 予備面接は必ず受けてください。受けていない場合、出願できませんのでご注意願います。

① 内容 学校の説明、志望理由・受検資格等の確認、必要書類の交付・説明等

② 受付期間・方法

平成31年2月8日（金）～3月4日（月）（土・日・祝日、2/28、3/1を除く）

午前10時から午後4時までの間に、電話にて面接日時を予約のこと。

③ 面接期間・方法

平成31年2月12日（火）～3月6日（水）（土・日・祝日、2/28、3/1を除く）

予約日時に、保護者同伴のうえ来校のこと。（担任の先生も出席願います。）

(2) 出願受付期間

平成31年3月19日（火）午後1時から午後4時まで

(3) 出願に必要な書類

①転入学願 ②受検票 ③転入学理由説明書	本校指定の用紙
④転学照会書 ⑤在籍証明書または在学証明書	在籍校の発行
⑥成績証明書または単位修得証明書 ⑦在籍校の教育課程表	

※ 本校指定の用紙は、予備面接時にお渡しします。

5 検査日時 平成31年3月27日（水）午前9時～

6 検査内容 学科試験（国語、数学、英語）、作文及び面接

ただし、平成11年4月1日以前に生まれた者については、学科試験を免除します。

7 検査会場 和歌山県立伊都中央高等学校（和歌山県橋本市高野口町名古屋558）

8 合格発表 平成31年3月29日（金）午前10時～

本校において掲示するとともに、在籍高等学校に連絡します。

電話による問い合わせにはお答えできませんので、必ずご確認ください。

※ 詳細につきましては、本校にお問い合わせください。

和歌山県立伊都中央高等学校（本件問い合わせ先 教頭）

〒649-7203 和歌山県橋本市高野口町名古屋558 TEL：0736-42-2056 FAX：0736-43-0005

平成31年度 転入学に関する留意事項

和歌山県立伊都中央高等学校 定時制課程

● 年度末の転入学について

- (1) 一家転住については、状況を確認の上、基本的に転入学検査の受検を認める。
 - (2) 一家転住以外の「やむをえない正当な理由」について
 - ア いじめなど、対人関係において重大な問題があり、身体に危険のある場合や在籍校においての改善が望めない場合
 - イ 警察、児童相談所等の公的機関から要請のある場合
 - ウ 和歌山県教育委員会から要請のある場合
 - (3) 在籍校において、不登校、長期欠席等で、その原因が対人関係にあり、翌年度、在籍校においての改善が望めない場合
- ※ (1)～(3)に該当する志願者の場合、在籍校と本校の教育課程の差異や本校の定員の状況等、教育上支障のないことを確認の上、転入学検査の受検を認める。

ただし、上記の(3)については、次の①、②、③を参考とすること。

- ① 「学校に行きたくない」「おもしろくない」等、学習意欲がもてなかったり、怠学のものは、受検を認めない。また、生徒指導上問題があり、在籍校での継続が難しい場合も、受検を認めない。
- ② 他校他学科から本校普通科への転入学を希望する場合の確認
 - ・ 原因が対人関係にあり、翌年度、在籍校においての改善が望めない場合は、受検を認める。
 - ・ 専門学科の方向性と本人の将来の希望があわない場合で、本人の転学の意志・考えが明確であり、当該年度の単位を在籍校において修得できるかできないかにかかわらず本校への転入学を志願する場合は、翌年度、在籍校においての学習継続が難しいと判断し、受検を認める。
- ③ 当該年度の単位が在籍校において修得できるかできないかわからない場合で、修得できたら在籍校に残りたいなどの状況にある生徒は、受検を認めない。

● 年度途中の転入学について

年度途中の転入学については、上記の「● 年度末の転入学について」の(1)、(2)に該当する志願者の場合のみ検討する。

- ※ (1)、(2)に該当する志願者の場合、在籍校と本校の教育課程の差異や本校の定員の状況等、教育上支障のないことを確認の上、転入学検査の受検を認める。
- また、(1)、(2)に該当しない場合は、年度末の転入学検査での対応となる。

和歌山県教育委員会HP 和歌山県立高等学校への転入学・編入学について

● 転入学・編入学

- ・ 転入学とは、高等学校に 在籍している生徒が、他の高等学校の相当学年に入学することをいいます。
- ・ 編入学とは、外国からの帰国者、高等学校を中途退学または卒業した者、高等学校とは 種類の異なる学校（高等専門学校等）に在籍している者が、高等学校の第1学年途中または第2学年以上に、入学することをいいます。

本県の転入学・編入学の受け入れについては、下記に示す条件、手続き等により、各学校長の判断で行います。

【転入学】

1. 受入の条件

<前提条件>

- (1) 全日制課程の場合は、生徒及び保護者が和歌山県内に住所を有することが確実であること。

定時制課程及び通信制課程の場合は、生徒が和歌山県内に住所または勤務先を有することが確実であること。

- (2) 学校教育法第一条に定められている高等学校に在籍していること。

- (3) 一家転住等、やむをえない正当な理由があること。

<転入校での条件>（転入校とは、転入学を受け入れる学校をいう。）

- (4) 前籍校と転入校との教育課程に大きく差異がないこと。

- (5) 転入校において、教育上支障のないこと。（定員など）

上記(1)から(5)のすべてを満たした場合、原則として転入校は転入学の手続きを始めることとなります。

2. 学力検査等

各学校(転入校)により異なりますが、原則として学科試験及び面接等を行います。

3. 受付の時期・転入学の手続・必要書類等

各学校により異なるため、詳細は公立学校一覧から転入学希望校の転入学・編入学情報を参照してください。

また、上記1、2についても、転入を希望する学校に直接ご確認ください。

【編入学】

学年に相当する年齢 以上に達し、当該学年の者と同等の学力があると認められた者で、転入学の受付の条件<前提条件>(1)を満たす者に対して、編入先の学校長が試験等を実施したうえで、編入学を許可します。

転入学・編入学等の問い合わせ先

和歌山県教育庁学校教育局 県立学校教育課高校教育指導班

電話 073-441-3681